

○財務省告示第二百十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年六月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年七月七日

財務大臣 麻生 太郎

| 一 名称及び記 号 | 二 発行の根拠 | 三 の法律及びそ の条項 | 三 振替法の適 用等 | 四 発行方法 |
|--|------------|--------------------|------------------|-----------|
| 利付国庫債券（二十年）（第三百三十二回、第三百三十三回、第三百三十四回、第三百三十五回及び第三百三十五回）、利付国庫債券（三十年）（第十九回、第二十回、第二十二回、第二十三回、第二十八回、第三十回、第三十二回、第三十五回、第三十六回、第三十七回、第三十八回、第三十九回、第四十四回、第四十五回、第四十六回及び第四十九回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第三回、第四回、第五回、第六回、第七回及び第八回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同 | | | | |

| | | | | | | |
|--------|--------|---|---|---|---|---|
| 十 三 | 十 二 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 |
| の | 経 | 振 | 最 | 払 | 発 | 募 |
| 払 | 過 | 替 | 低 | 込 | 行 | 入 |
| 込 | 利 | 単 | 額 | 金 | 額 | 決 |
| み | 子 | 位 | 面 | 額 | | 定 |
| | 率 | | 金 | | | の |

じ。を競争に付して行われる入札による発行利率の差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。その額は九百七十七億五千八百七十九万五千五百五十四億九千九百七十九万五千五百五十四円。

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額と額の整数倍の金額によるものとす。平成十八年六月二十一日発行の対象国債ごとの面金額は、次式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)

募入金決定の通知を受けた者は、払込金額を加え、払込期日に払い算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の面額の利率の子に、総額×各発行対象国債の第十号支規に定める支場合には、365

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|--------|---------------|------|-----------------|-----------------|-------|--------|
| (別表) 利付国庫債券 (二十年) (第三百三十二回) | 名称及び記号 | 利率(年) 一・七% | 償還期限 | 平成二十四年 四月十三日 | (発行額) (額面金額) | 五十五億円 | (額面金額) |
|--------------------------------------|--------|---------------|------|-----------------|-----------------|-------|--------|

(別表)

第十四 利子

第十号に規定する発行日後の各

発行対象国の債の支払期におい

て、支次の

と、各支払期に、おいて、

算式により、算出した金額を

う。ただし、支払期が銀行休業

日に当たるときは、その翌営業

日に支払う(償還期限に

同じ)。。

この条の利率は、 $100 \times 1 / 2$

の別表のとおり)

額面金額につき、

銘柄毎の基準利回りは、平成二

八年六月十七日付で、日本証券業

協会が発表した公社債店頭売買

参考統計表に掲載された平均

値の単利回り(平成二十年

六月十七日午前九時以前に訂

正された当該

日(銀行)とする。

日本銀行

元利金の支

払場所加

十九 入札参加者

二十 払込期日

平成二十八年六月二十一日

財務大臣から通知を受けた者

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|---|---|---|
| （（利 第三付 三十年 二）庫 回）債 券） | （（利 第三付 三十年 ）庫 回）債 券） | （（利 第三付 二十年 八）庫 回）債 券） | （（利 第三付 二十年 三）庫 回）債 券） | （（利 第三付 二十年 二）庫 回）債 券） | （（利 第三付 二十年 ）庫 回）債 券） | （（利 第三付 十九年 ）庫 回）債 券） | （（利 回第二 ）百十 ）百十 五年庫 十）債 五）券 | （（利 回第二 ）百十 ）百十 五年庫 十）債 二）券 | （（利 回第二 ）百十 ）百十 三年庫 十）債 四）券 | （（利 回第二 ）百十 ）百十 三年庫 十）債 三）券 |
| 二 ・ 三 % | 二 ・ 三 % | 二 ・ 五 % | 二 ・ 五 % | 二 ・ 五 % | 二 ・ 五 % | 二 ・ 三 % | 一 ・ 〇 % | 一 ・ 二 % | 一 ・ 八 % | 一 ・ 八 % |
| 日年平 三成 月五 十二 | 日年平 三成 月五 十一 | 三平 月成 二五 十日 年 | 日年平 六成 月四 二十八 | 日年平 三成 月四 二十八 | 日年平 九成 月四 二十七 | 日年平 六成 月四 二十七 | 十年平 日十成 二四 月十 二十七 | 日年平 三成 月四 二十七 | 日年平 三成 月四 二十四 | 十年平 日十成 二四 月十 二十三 |
| 百 十六 億 円 | 二 十 億 円 | 六 十 六 億 円 | 十 六 億 円 | 億三 百二 十五 | 四 十 五 億 円 | 十 五 億 円 | 十 五 億 円 | 十 三 億 円 | 二 十 六 億 円 | 百 八 十 億 円 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| （（利 第四付 四十国 回年庫 ））債 券 | （（利 第四付 三十国 回年庫 ））債 券 | （（利 第四付 一十国 回年庫 ））債 券 | （（利 第三付 四十国 十年庫 九））債 回券 | （（利 第三付 四十国 十年庫 六））債 回券 | （（利 第三付 四十国 十年庫 五））債 回券 | （（利 第三付 四十国 十年庫 四））債 回券 | （（利 第三付 三十国 十年庫 九））債 回券 | （（利 第三付 三十国 十年庫 八））債 回券 | （（利 第三付 三十国 十年庫 七））債 回券 | （（利 第三付 三十国 十年庫 六））債 回券 | （（利 第三付 三十国 十年庫 五））債 回券 |
| 二 ・ 二 % | 二 ・ 二 % | 二 ・ 四 % | 一 ・ 四 % | 一 ・ 五 % | 一 ・ 五 % | 一 ・ 七 % | 一 ・ 九 % | 一 ・ 八 % | 一 ・ 九 % | 二 ・ 〇 % | 二 ・ 〇 % |
| 日年平 三成 月六 二十三 | 日年平 三成 月六 二十二 | 三平 月成 二六 十年 日年 | 十年平 日十成 二五 月十七 二十七 | 日年平 三成 月五 二十七 | 十年平 日十成 二五 月十六 二十六 | 日年平 九成 月五 二十六 | 日年平 六成 月五 二十五 | 日年平 三成 月五 二十五 | 日年平 九成 月五 二十四 | 日年平 三成 月五 二十四 | 日年平 九成 月五 二十三 |
| 億四 円百 七十 五 | 六億 円 | 二億 円 | 百億 円 | 二十 六億 円 | 億八 円百 四十 六 | 二十 五億 円 | 四十 六億 円 | 二十 億 円 | 円五 百十 一億 | 十一 億 円 | 六十 億 円 |

| | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| （（利 第四付 八十国 回年庫 ））債 券 | （（利 第四付 七十国 回年庫 ））債 券 | （（利 第四付 六十国 回年庫 ））債 券 | （（利 第四付 五十国 回年庫 ））債 券 |
| 一 ・ 四 % | 一 ・ 七 % | 一 ・ 九 % | 二 ・ 〇 % |
| 日年平 三成 月六 二十 十七 | 日年平 三成 月六 二十六 | 日年平 三成 月六 二十五 | 日年平 三成 月六 二十四 |
| 億四 円百 七十 七 | 八 十八 億 円 | 億三 円百 六十 八 | 四 十四 億 円 |